



KOSUZO®の
実況中継版

刑事訴訟法

警察実務対応

目次

ガイドンス	1
-------	---

第 1 回 刑訴法の基本

1 刑事実体法と刑事手続法	10
2 刑事手続の流れ	12

第 2 回 捜査機関

1 警察官	14
2 検察官と検察事務官	17
3 司法警察職員と検察官の関係	17

第 3 回 弁護人選任権、接見交通権

1 弁護人の役割	22
2 弁護人を刑事手続に関わらせるための基本的なルール	24
3 弁護人選任権	25
4 接見交通権	28

第 4 回 捜査の端緒(その1)～告訴

1 さまざまな捜査の端緒	34
2 捜査の端緒と捜査の区別	34
3 告訴とは	35
4 親告罪と告訴	39
5 告訴期間の制限	43

6	告訴の効果	45
7	告訴の取消し・再告訴	48
8	告訴を受理する際の注意点	48

第 5 回 捜査の端緒(その 2) ～ 告発・自首・検視

1	告発	50
2	自首	52
3	検視	55

第 6 回 捜査総論(その 1)

1	捜査とは	61
2	任意捜査と強制捜査	62

第 7 回 捜査総論(その 2)

1	強制処分法定主義とは	68
2	令状主義とは	69
3	強制処分法定主義と令状主義の関係	70
4	任意捜査に関する原則	71

第 8 回 逮捕(その 1)～ 逮捕総論

1	被疑者の身柄の確保	75
2	3 種類の逮捕	76
3	逮捕の基本的要件	80

第 9 回 逮捕(その 2)～ 通常逮捕

1	▶ 通常逮捕とは	82
2	▶ 通常逮捕の要件	83
3	▶ 逮捕状の請求	87
4	▶ 逮捕の実行	88
5	▶ 逮捕状の緊急執行	89

第 10 回 逮捕(その 3)～ 現行犯逮捕①

1	▶ 現行犯逮捕とは	93
2	▶ なぜ無令状で逮捕することが許されるか	97
3	▶ 狭義の現行犯逮捕の要件	99
4	▶ もう 1 つのアプローチ	102

第 11 回 逮捕(その 4)～ 現行犯逮捕②

1	▶ 準現行犯逮捕とは	107
2	▶ 準現行犯逮捕の要件	109
3	▶ 準現行犯逮捕の個別的要件	111
4	▶ 逮捕の必要性和軽微犯罪の特則	118

第 12 回 逮捕(その 5)～ 緊急逮捕

1	▶ 緊急逮捕とは	122
2	▶ 緊急逮捕の要件	125

第 13 回 逮捕(その 6)～ 逮捕後の手続

1	▶ 逮捕後の手続 (概要)	134
2	▶ 引致	137
3	▶ 引致後の手続	140

第14回 搜索・差押え(その1) ～ 令状による搜索・差押え

- 1 搜索・差押えとは……………145
- 2 搜索・差押え手続の原則……………149
- 3 令状による搜索・差押え……………149
- 4 搜索差押許可状の請求……………151

第15回 搜索・差押え(その2) ～ 令状の執行

- 1 令状の提示……………156
- 2 立会い……………160
- 3 夜間執行の制限……………162
- 4 搜索・差押えのための「必要な処分」……………164

第16回 搜索・差押え(その3) ～ 令状によらない搜索・差押え①

- 1 令状によらない搜索・差押えとは……………167
- 2 逮捕するための被疑者の搜索……………170

第17回 搜索・差押え(その4) ～ 令状によらない搜索・差押え②

- 1 逮捕の現場における搜索・差押えとは……………177
- 2 逮捕の現場における搜索・差押えの趣旨……………179
- 3 時間的限界～「逮捕する場合」……………180
- 4 場所的限界～「逮捕の現場で」……………183
- 5 物的限界……………187
- 6 令状による場合との違い……………187

第18回 証拠法(その1)

1	証拠法総論	189
2	証拠能力と証明力	191
3	自白法則	194
4	補強法則	197

第19回 証拠法(その2)

1	伝聞法則	204
2	違法収集証拠排除法則	217

索引	223
----	-----

《今回の予定》

- 1 刑事実体法と刑事手続法
- 2 刑事手続の流れ

みなさん、こんにちは。これから19回の講義を通して刑訴法の入門編を勉強していきます。第1回目は、そもそも「刑事訴訟法」とは何かについてお話しします。

1

刑事実体法と刑事手続法

犯罪と刑罰に関する法分野として^{けいじほう}刑事法がありますが、刑法が**刑事実体法**であるのに対し、刑訴法は**刑事手続法**であるといわれています。

ではここで、「実体」と「手続」とは、何を意味していると思いますか？

わかりやすいように、料理を例にとって説明してみましょう。というのも、料理も、実体と手続を区別することができるからです。料理の「実体」とは、料理に必要な食材・道具・料理人とできあがった料理そのものです。料理を作るための要件(食材・道具など)と効果(できあがった料理)のことです。それに対して、料理を作るためには一定の作業が必要です。この作業(食材などを買いに行くことから始まり、料理を作り上げるまでの全過程)が料理の「手続」です。1つの料理を完成させるために、この「実体」と「手続」はどちらも欠かせません。

実体 …… 作成物の要件と効果のこと

手続 …… 作業の手順や準備のこと

刑事法においても事情は同じです。すなわち、刑事実体法と刑事手続法に区別でき、どちらも必要です。次のケースを見てください。

CASE 1

Aは、通りを歩いていたところ、背後から何者かに石をぶつけられ、怪我を負った。

このケースで、「何者か」に成立する犯罪は何だと思えますか？

もし暴行の故意で石をぶつけたのであれば傷害罪、過失にとどまるのであれば過失傷害罪、過失すらないのであれば無罪となりますね。

このように、行為者にそもそも犯罪が成立するか、成立するとすれば何罪が成立するのかをテーマとするのが「**刑事実体法**」であり、その代表が「**刑法**」です。**刑事実体**とは犯罪の要件と効果のことですから、それらについて書かれた法を刑事実体法といいます(刑法のほかに、軽犯罪法や暴力行為等処罰に関する法律などがあります)。

しかし、刑事実体法だけでは、事件は解決しません。先ほど例に挙げた料理も、一連の手順について決めておく必要があるように、刑事法においても、犯人を捕まえ、有罪か無罪かの結論まで持っていく手順を決めておかなければなりません。刑法が犯罪として定める行為が本当に行われたのか、そして、犯人が誰であるのかを確認する必要があります。そのための手続を**刑事手続**といい、その内容を定めたのが「**刑事手続法**」であり、その代表が「**刑事訴訟法**」というわけです。

刑事実体法と刑事手続法は、車の両輪のような関係にあり、刑事事件の解決にはどちらも欠かせないのです。

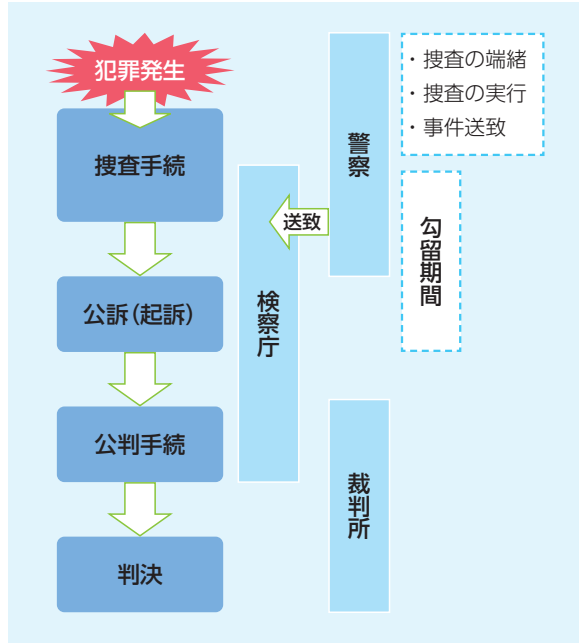
POINT

- **刑事実体法**とは、犯罪の要件(構成要件など)と効果(刑罰など)が規定された法律をいう。例 刑法
- **刑事手続法**とは、犯人と疑われる者について白黒をつけるための一連の手続について規定された法律をいう。例 刑事訴訟法
- **刑事手続**とは、犯罪事実及び犯人を確認するための手続をいう。

2 刑事手続の流れ

▶ 全体像

何らかの犯罪が発生した場合、その犯人を明らかにし、犯罪の事実を確定し、科すべき刑罰を決める一連の手続を刑事手続というわけですが、刑事手続の典型的流れは、捜査の段階と公判(裁判)の段階に大きく分けることができます。そして、この2つをつなぐのが公訴(起訴)の手続であり、起訴がなされなければ裁判は行われません。ここでは、成人が、窃盗罪や



強盗罪といった罪を犯した場合の通常の刑事手続について簡単に説明します。

▶ 警察の捜査手続

刑事手続の第1段階は「捜査」です。そして、捜査の主役は通常、警察官です。ここでは、「捜査の端緒」→「捜査の実行」(被疑者の特定、証拠の発見・収集など)→「検察官への事件送致」という大きな流れで進みます。

▶ 公訴(起訴)

検察官は、自らも必要な補充的な捜査をした上で、被疑者を起訴するか(公訴の提起)、起訴しないか(不起訴処分)を決めます。被疑者を起訴する権限は検察官だけに与えられており、警察を含めたその他の機関や一般私人が起訴することはできません。このように起訴する権限を検察官に独占させることを起

そどくせんしゆぎ こっか そつしゆぎ
訴独占主義あるいは国家訴追主義といいます(刑訴法247条)。

また、検察官は、自らの判断で被疑者を起訴するかしないかを定めることができ、これを起訴便宜主義きそへんぎしゆぎといいます(刑訴法248条)。たとえば、犯罪を立証りっしやうするだけの証拠がない場合や、犯罪の立証は可能でも罪が軽く、被疑者が十分に反省しているなどの事情がある場合には、不起訴とすることができます(後者の場合を起訴猶予きそゆうよといいます)。

起訴を境として、手続は「公判」の段階に移り、被疑者は「被告人」と呼ばれるようになります。

▶ 公判手続

法廷において裁判が行われる最初の日(=第1回公判期日)は、人定質問じんていしつもん(裁判所が、被告人が人違いでないかを確認する作業)、起訴状の朗読などの冒頭手続を経て、証拠調べの段階に進みます。

証拠調べ手続では、裁判官は、犯罪事実が認められるか(=有罪)、認められないか(=無罪)、有罪だとすればどのような刑罰をどの程度科すべきかりやうけい(量刑)の判断を固めていきます。

第1回

《まとめ》

- 「刑法」は刑事実体法に属し、「刑事訴訟法」は刑事手続法に属する。
- 刑事手続は、捜査手続 → 公訴(起訴) → 公判手続 → 判決の順に進む。